

鹿児島県公報

令和8年1月20日(火) 第686号の2



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)
ページ

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県県立病院局企業管理規程の読み点の表記を改める規程(※) (県立病院課取扱い) 1
　　県立病院局企業告示

○鹿児島県県立病院局企業告示の読み点の表記を改める告示(※) (県立病院課取扱い) 1
　　県民健康プラザ鹿屋医療センター告示

○県民健康プラザ鹿屋医療センター告示の読み点の表記を改める告示(※)
(県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 2

県立大島病院告示

○県立大島病院告示の読み点の表記を改める告示(※) (県立大島病院取扱い) 2

県立姶良病院告示

○県立姶良病院告示の読み点の表記を改める告示(※) (県立姶良病院取扱い) 2

県立薩南病院告示

○県立薩南病院告示の読み点の表記を改める告示(※) (県立薩南病院取扱い) 2

県立北薩病院告示

○県立北薩病院告示の読み点の表記を改める告示(※) (県立北薩病院取扱い) 3

県立病院局企業管理規程

鹿児島県県立病院局企業管理規程の読み点の表記を改める規程を次のように定める。

令和8年1月20日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業管理規程第1号

鹿児島県県立病院局企業管理規程の読み点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に制定されている鹿児島県県立病院局企業管理規程において読み点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

鹿児島県県立病院局企業告示の読み点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業告示の読み点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県県立病院局企業告示において読み点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

県民健康プラザ鹿屋医療センター告示**県民健康プラザ鹿屋医療センター告示第1号**

県民健康プラザ鹿屋医療センター告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯淺敏典

県民健康プラザ鹿屋医療センター告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている県民健康プラザ鹿屋医療センター告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

県立大島病院告示**県立大島病院告示第1号**

県立大島病院告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

県立大島病院長 石神純也

県立大島病院告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている県立大島病院告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

県立姶良病院告示**県立姶良病院告示第1号**

県立姶良病院告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

県立姶良病院長 山畠良藏

県立姶良病院告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている県立姶良病院告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

県立薩南病院告示**県立薩南病院告示第1号**

県立薩南病院告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

県立薩南病院長 三枝伸二

県立薩南病院告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている県立薩南病院告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

県立北薩病院告示**県立北薩病院告示第1号**

県立北薩病院告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和8年1月20日

県立北薩病院長 田中修也

県立北薩病院告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている県立北薩病院告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。